

1. 常勤理事に対する退職慰労金の算定

(1) 退職慰労金の額＝退任時の常勤理事報酬月額×(常勤理事在任月数÷12)×役位倍率

☆各役位別の役位倍率

代表理事 2.00 倍、役付業務執行理事 1.80 倍、業務執行理事 1.50 倍

常勤理事在任期間中に役位の変更がある場合は、在任期間中の期間按分による。

☆常勤理事在任月数

常勤理事在任月数は、月割りで計算し、1ヶ月未満の端数は切り上げる。

なお、使用人を兼務する理事が、定年により常勤理事になった場合は、退職慰労金の算定開始日は定年退職日の翌日とする。

(2) 功労加算金

特に功績が顕著と認められる者に対して、理事長は理事会の承認を得て、(1)で算出した金額の10%を超えない範囲で、加算することができる。

(3) 減額

定款第34条第1項第1号により解任された場合には、退職金は支給しない。

また、在任中特に重大な損害を本会に与えた者に対して、理事長は理事会の承認を得て、(1)で算出した額を減額することができる。

2. 支給時期

退職慰労金の支給時期は、理事会決議後1か月以内に支給する。